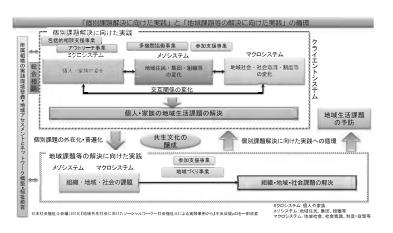
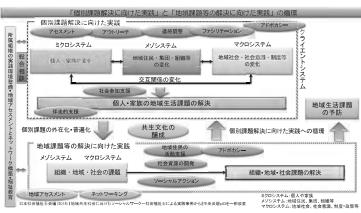
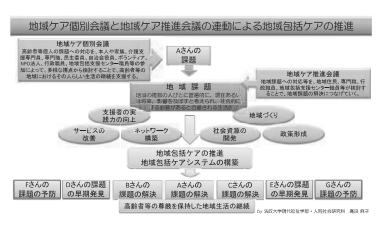
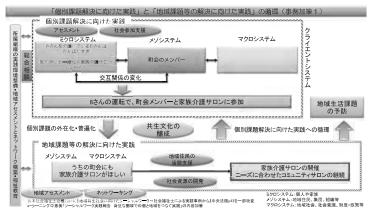


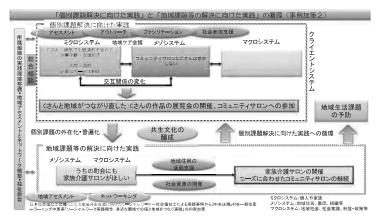
by 法政大学現代福祉学部 · 人間社会研究科 高良 麻子













地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークの留意点

- すべての人びとの生活における様々なニーズが充足され、ウェルビーイングが実現 することを目指して活動すること。
- 特に社会的に不利な立場におかれている人びとのアドボカシーを意識すること。
- 「個別課題解決に向けた実践」と「地域課題等の解決に向けた実践」の循環を意識 して実践すること
- ・日々の実践の中での地域等の課題に関する気づきを、多様な人びとで共有・検討する機会を確保し、ニーズにもとづき解決につなげること。
 ・交互作用を分析・予測して、ニーズを充足する交互作用を起こすように介入するこ
- 誰もがそれぞれのストレングスを活かした活動ができるように、エンパワメントす ること
- ・多様な人びとによる対話や活動を、価値や理念の共有のプロセスとすること。
- ・何のために行うのかを常に意識し、柔軟な発想を大切にすること。
- ・ 所属組織の機能を活用すること。
- ・社会福祉士も地域資源であると認識し、専門性を自覚してポジショニングすること。

by 法政大学现代福祉学部 • 人間社会研究科 高良 麻子

2020年度社会福祉推進事業

地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修(試行研修)

地域共生社会の実現に向けた社会福祉士の役割 (後半部)

法政大学現代福祉学部・人間社会研究科

髙良 麻子

本テーマの目標

- ・地域共生社会の意義とその実現に向けた課題とともに、実現に向けて求められている機能を理解する。
- ・ソーシャルワークの原理・理念を心まえて、地域共生社会の実現に向けて社会福祉士が果たすべき役割を理解する。

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々の エンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問で ある。

社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。

ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の 知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビー イングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の日本における展開

- ソーシャルワークは、人々と環境とその相互作用する接点に働きかけ、日本 に住むすべての人々の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を実現し、 ウェルビーイングを増進する。
- ソーシャルワークは、差別や抑圧の歴史を認識し、<u>多様な文化を尊重</u>した実 践を展開しながら、平和を希求する。
- ソーシャルワークは、人権を尊重し、年齢、性、障がいの有無、宗教、国籍等にかかわらず、生活課題を有する人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現に向けて関連する人々や組織と協働する。
- ソーシャルワークは、すべての人々が自己決定に基づく生活を送れるよう権利を擁護し、予防的な対応を含め、必要な支援が切れ日なく利用できるシステムを構築する。

地域共生社会の実現に向けて留意すべき主な点

1. 地域における排除構造の強化

- ・関わりたくても主体的活動を担うことができない人びとに「我慢を強いること」になる(河合2018)
- ・「実際の地域の状況は複雑であり、お互いの価値や権利が衝突し、差別や排除が起こるのも地域である。」(「地域力強化検討会最終とりまとめ」)

2. サービス利用抑制

・総合相談窓口がゲートキーパーになることによって,自治体等のサービスへのつなぎを抑制すること (芝田2018)

3. 行政責任の縮小

- ・「社会福祉を地域福祉に矮小化し、その責任の全てを地域住民に押しつける」(芝田2017:8)
- ・「社会保障の地域住民への代替的役割の転嫁」(藤井2018:48)

同合充機(2018)[T敦が事・丸ごとJ地域共生社会とコミュニティ・ソーシャルワーク』|ソーシャルワーク研究J84(1),5-11 藤井博斯(2018)||城域共生共会を実現する社会福祉公議会の課題||社会福祉研究||第13号,85-54。 三田美間(2017)||国民監視国家と認和性のある19域末年社会||下の社会保障運動の展現。||社会保障。||475,6-10. 芝田美間(2017)||地域共生社会)|の批判的検討。||国民医産138,2-9.

社会福祉士が担う今後の主な役割

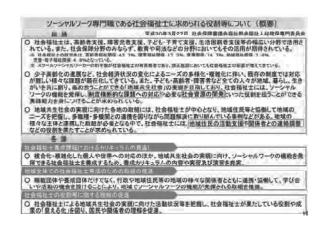
「地域共生社会」の実現に向けて、①と②を進めていくことが求められ、これらの体制構築を推進するために、社会福祉士がソーシャルワーク機能を発揮することが期待されている。

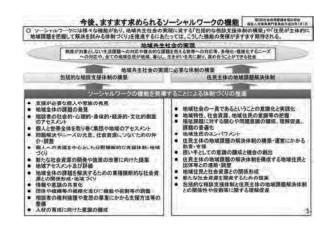
①複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制 福祉のみならず、医療、保健、雇用・就労、住まい、司法、商業、工業、農林水産業、防犯・防災、 環境、教育、まちおこし、多文化共生など、多様な分野の支援関係機関が連携し、②とも連動しつ つ、必要な支援を包括的に提供するとともに、既存のサービスでは対応が難しい課題等について、 必要に応じて新たな社会資源を創出していく体制

②地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築

①と連携を図り、地域住民等が、地域福祉を推進する主体及び地域社会の構成員として、近隣住民による見守りや日常の地域活動の中で身近な圏域に存在する多種多様な地域課題を表出されにくい ニーズに気づき、行政や専門機関とともにその解決に向けてそれぞれの経験や特性等を踏まえて支援を行う体制

社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(2018)「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」





厚生労働省平成29年度社会福祉推進事業結果 日本社会福祉士会「地域共生社会の実現に資する体制機業を推進するソーシャルワークのあり方に関する実証的調査研究」

【事業の目的】

社会福祉士が地域共生社会の実現に向けた体制構築において必要なソーシャルワークの機能を果たしていることを実証するとともに、そのソーシャルワーク機能を果たすために必要な価値、知識、技術、組織要因等を明らかにする。

【事業の内容】

《事業① 実践事例分析》

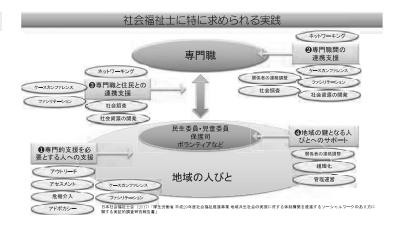
全国から地域共生社会の実現に 資する包括的な相談支援体制及び 住民主体の地域課題解決体制の構 等の推進に資するソーシャルワーク ・ に収集して分析することで、ソーシャ ルワーク機能を果たすために必要 な価値、知識、技術、組織要因等を 明らかにする。

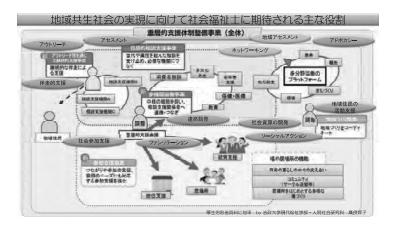
《事業② 質問紙調査》

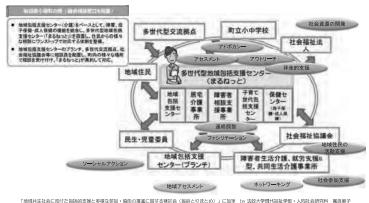
実践事例において連携・協働した専門職及び地域住民を対象として、当該社会福祉士を介して質問 紙票を配布し、社会福祉士が果た した役割や成果等に関する主に量 的データを収集する。

≪事業③ フォーカスグループインタビュー調査≫

社会福祉士との連携・協働した専門職及び民生委員等によるフォーカスグループインタビューを実施し、実践や協働による変化、期待や役割等を把握する。







- 54 -

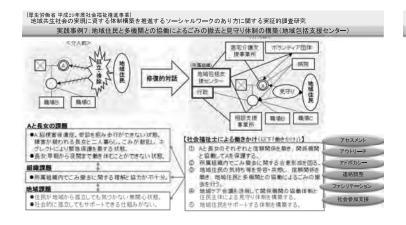
ソーシャルワークの原理	
人間の尊厳	社会福祉士は、すべての人間を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。
人権	社会福祉士は、すべての人々を生まれながらにして侵すことにできない権利を有する存在であることを認識し、いかなる理由によってもその権利の抑圧・侵害・略等を容認しない。
社会正義	社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。
集団的責任	社会福祉士は、集団の有する力と責任を認識し、人と環境の双方に働きかけて、互 恵的な社会の実現に貢献する。
多様性の尊重	社会福祉士は、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識し、それらを 尊重する社会の実現をめざす。
全人的存在	社会福祉士は、すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアル な側面からなる全人的な存在として認識する。

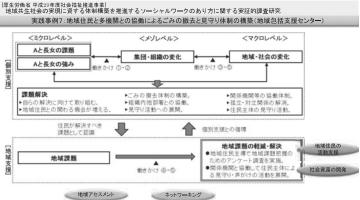
社会福祉士の倫理綱領

社会福祉士の倫理綱領 倫理基準(一部抜粋)

Ⅱ 組織・職場に対する倫理責任

- 1. (放良の実践を行う責務) 社会福祉士は、自らが属する組織・職場の基本的な使命や理念を認識し、最良の業務を遂行する。
- (同僚などへの敬意) 社会福祉士は、組織・職場内のどのような立場にあっても、同僚および 他の専門職などに敬意を払う。
- 3. (倫理綱領の理解の促進) 社会福祉士は、組織・職場において本倫理綱領が認識されるよう働きかける。
- 4. (倫理的実践の推進) 社会福祉士は、組織・職場の方針、規則、業務命令がソーシャルワーク の倫理的実践を妨げる場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図る。
- 5. (組織内アドボカシーの促進) 社会福祉士は、組織・職場におけるあらゆる虐待または差別的・ 抑圧的な行為の予防および防止の促進を図る。
- 6. (組織改革) 社会福祉士は、人々のニーズや社会状況の変化に応じて組織・職場の機能を評価 し必要な改革を図る。





2020年度 地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修(試行研修) 2020年11月22日

地域アセスメントとネットワーク構築

ルーテル学院大学 髙山由美子

本科目の目標

- 地域共生社会の実現に向けて
- ・個人への支援だけではなく地域づくりに向けた支援を視野 に入れ、地域住民や他の専門職と協働・連携し、顕在化して いない課題にアプローチすることの意義について理解する。
- ・ 断らない相談支援という視点から、地域アセスメントとネット ワーク構築について理解する。

地域の課題にアプローチすることの意義

- ① 個人が直面している課題へのアプローチが起点
- ② ミクロレベルからマクロレベルまでを意識した実践
- ③ ソーシャルワーク実践としての切れ目のない支援
- ④ 断らない相談支援の実現に向けて
- ⇒ 地域における日常生活の課題は、その地域とのつながりの 中で解決や緩和を図る。
- ⇒ 個人が直面しているの課題の解決や緩和は地域の課題の解決や緩和につながる。

ネットワーク構築を前提とした 地域アセスメントの視点 ①

地域をアセスメントするということ

- ⇒ 地域の実態を把握すること。
- ⇒ 地域の情報を収集・整理すること。 たとえば・・・
- ① この地域の特性は?
- ② 社会資源の状況は?
- ③ 地域にあるニーズとは?

ネットワーク構築を前提とした地域アセスメントの視点②

- ① この地域の特性は?
 - 人口動態(人口·高齢化率·世帯構成等)
 - 住居形態(戸建て·集合住宅·新興住宅地等)
 - 地域特性(商業地·農地等)
 - 地理的状況(道路·交通機関·河川·里山等)
 - 文化や歴史(伝統行事・イベント等)
 - 地域活動の状況(自治会・町会等)
 - 住民の関係性 等々

ネットワーク構築を前提とした地域アセスメントの視点 ③

- ② 社会資源の状況は?
 - 人材(知識·技術·経験·情報·時間等)
 - 施設·機関
 - さまざまなサービス・制度
 - 組織・団体
 - 〇 財源
 - 拠点·空間
 - 情報
 - ネットワーク(関係性・つながり)
 - 地域の規範・雰囲気・空気感 等々

ネットワーク構築を前提とした地域アセスメントの視点 ④

- ③ 地域にあるニーズとは?~必ずしも当事者が声をあげない潜在的ニーズへのアプローチ~
 - 地域住民が気づいていること・心配なこと⇒最近姿が見えない、子どもの泣き声、ゴミの問題…
 - 種々の事業者が気づいていること・心配なこと ⇒訪ねても出て来られない、料金の滞納・・・
 - 専門職や専門職の所属機関が気づいていること⇒福祉・保健・医療・教育機関等で把握していること

ネットワーク構築を前提とした地域アセスメントの視点 ⑤

地域アセスメントとしての情報収集・ニーズを把握する方法

⇒ 行政データの活用 社会資源リスト・マップの活用(作成) 関係者からの聴き取り アンケート調査 地域におけるさまざまな活動への参加 住民を含めた関係者が参加できる機会の設定等

情報が寄せられる関係づくり、体制づくり

ネットワーク構築を前提とした地域アセスメントの視点 ⑥

アセスメントはソーシャルワーク専門職の重要な役割。

しかし、地域住民自身(当事者)もアセスメントを行いうる。

地域住民(当事者)の参加によるアセスメントの深化。

地域にネットワークを構築することの意義

- 地域の課題について、一専門職・一専門機関のみで 解決することは困難。
- 他の機関・組織、他の専門職、地域住民等とのつながり (ネットワーク)が不可欠。
- つながり(ネットワーク)ができることにより、課題及び 支援や解決の方向性を共有。
- 課題の解決や緩和に向けた取り組みが開始。

ネットワーク構築の視点と方法 ①

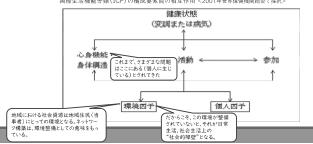
- 連携・ネットワーク構築そのものが目的ではない。
- 連携・ネットワーク構築のみが単独で行われるわけでは ない。
- 連携・ネットワーク構築はソーシャルワーク実践として展開 されるものである。
- ネットワークの構築は、課題解決への取り組みのスタート。
- ネットワークをどう活用するか。
- 課題解決・緩和に向けて動くネットワークが必要。

ネットワーク構築の視点と方法 ②

- 利用者·地域住民の課題解決や緩和のための支援の つながり。
- ネットワーク構築は地域の環境整備の一環としてとらえられる。
- 社会福祉士はネットワークの当事者として、機能する ネットワークのあり方を考える。

ネットワーク構築の基盤としての環境整備

生活機能と環境への着目 国際生活機能分類(ICF)の構成要素間の相互作用 <2001年世界保健機関総会で採択:



ネットワーク構築の視点と方法 ③

- ○「組織」内への働きかけ ⇒内なるネットワークの必要性
- ○「地域」に向けた働きかけ ⇒地域におけるネットワークの必要性
- ○「個別」の支援から「地域」をとらえた働きかけ ⇒個を支えるネットワークの必要性

ネットワーク構築の視点と方法 ④

なぜネットワークが必要なのか(目的) Why Who そのために誰が、誰に声をかけるのか Where どこで(どの圏域で)つくるのか

When いつまでにつくるのか What 何をテーマにしていくのか どうやって運営していくのか How How much 必要な経費等はどうするのか ネットワーク構築の視点と方法 ⑤

- ① 個別課題の確認
- ⇒ 例) 地域における認知症高齢者に対する理解不足から、地域住民とのトラブルが増加 不安が高まる。ゴミ出しのルールが守れない。 閉じこもりがちな生活のため健康面が心配な高齢者がいる。
- ② ネットワークは手段であることを確認し、何を目的とするかを検討する
- ⇒ 例)「認知症や | 人暮らし高齢者への見守り声かけができる街づくり」
- ③ ねらい・期待する効果を明確化する
- ⇒ 例)地域での声かけ、見守り体制を整える。すでにあるネットワークに気づく。 地域住民の協力によって日常の見守り力が高まる。

日本社会福祉士会『ネットワークを活用したソーシャルワーク実践~事例から学ぶ「地域」実践力養成テキスト』、 (中央法規出版、2013年)

実践をふまえたネットワーク構築の可能性

グループディスカッションでは・・・

実践において…

- 地域アセスメントはどのようになされているか。
- ・地域で共有されている地域の強みや課題は何か。
- どのようなネットワークが機能しているか。
- ・ 社会福祉士としてネットワーク構築にどのように関わって いるか。

藤沢型地域包括ケアシステム~ 「行政の責任としてのサービス提供基盤の整備と専門性の強化」と「行政と多様な主体が連携した地域活動の推 連とその取組を支える仕組みづくり」の2つを柱に、福祉、医療、介護、子育て支援、教育、市民活動等の様々な分 野の施策・事業を総合的に検討し、具体的な取組を進めるための基盤・仕組みづくりとその強化を図っていきます。



学びのふりかえりとまとめ ① ~社会福祉士として地域をとらえる視点~

- ① 地域住民(当事者)をシステムの中にある人としてとらえ、システムとして 変化を促す。
- ② 意図をもって地域をアセスメントする(見立てる)。
- ③ 既存の人間関係やネットワークを活用する。
- ④ ネットワークを「個人」に向けて活用する。
- ⑤ 個別支援と地域支援を一体的に展開する。
- ⑥ ネットワーク構築に向けた気づきを共有する
- ⑦ ネットワーク構築に向けたプロセスを重視する。
- ⑧ 地域住民(当事者)を主体としたネットワークを構築する。
- ⑨ ネットワークの変化と成長の可能性を共有する。

学びのふりかえりとまとめ ② ~社会福祉士として地域をとらえる視点~

「地域にある社会資源を活用していくということは、ソーシャルワーカーにとって当たり前のことかもしれない。一方で当たり前のことを継続して地道に行っていけるかどうかが問われている。地域にある社会資源を『知る』『活用する』『改善する』、必要があれば『創る』という、社会資源活用の基本を確実に行う。地域のどの社会資源と社会資源をつなぎ合わせれば相乗効果を発揮できるかを常に考え、住民の力と専門職の力、互いの力を結び付けていく。ネットワークづくりを手段として活用し、いつでも『地域住民の福利の向上』という目的に照らし、考え実践していく。」(山本、2019)

文 献

- ・ 日本社会福祉士会『改訂 地域包括支援センターのソーシャルワーク実践』、中央法規出版、2012年。
- ・日本社会福祉士会『ネットワークを活用したソーシャルワーク実践~事例から学ぶ「地域」実践力養成テキスト&、中央法規出版、2013年。
- ・日本社会福祉士会『地域共生社会に向けたソーシャルワーク~社会福祉士による実践事例から~』、 中央法規出版、2018年。
- ・ 社会福祉士養成講座編集委員会『地域福祉の理論と方法第3版』、中央法規出版、2015年。
- 山本繁樹「行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターの協働によるシステム構築」日本地域福祉研究所監修『コミュニティソーシャルワークの新たな展開~理論と先進事例』、中央法規出版、2019年。

2020年度 地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修(試行研修) 2020年11月22日

アドボカシーと意思決定支援

ルーテル学院大学 髙山由美子

本科目の目標

- 地域共生社会の実現に向けて
- ソーシャルワーク実践の根幹であるアドボカシーの意味を あらためて理解する。
- ・本人の意思を尊重する支援のあり方について、参加支援と本人を取り巻く環境を視野に入れた権利擁護の視点から 理解する。

アドボカシーとは

アドボカシー:代弁。弁護。 権利擁護。

⇒代弁機能や人としての尊厳を奪われ、侵害された権利の 回復の支援に力点をおいた概念。

アドボケイトはソーシャルワーカーである社会福祉士が果たすべき重要な役割。

また、本人の参加を支援するという視点からのアドボカシーも重要な役割。(福島、2015)(久田、2008)

アドボカシーの対象

- ① ケースアドボカシー:個人の権利を守る活動。
- ② クラスアドボカシー:同じような状況におかれている人たちの (コーズアドボカシー) 権利を守る活動。
- ⇒専門職による権利擁護活動。

個人及び人々の権利擁護のため環境への働きかけ・交渉。 社会資源の活用・改善・創出。

ネットワークを構築しアドボカシーの機能を発揮する。 ミクロレベルからマクロレベルに至るまでを網羅する。 予防的対応から事後的対応までを網羅する。

アドボカシーの類型

- ① セルフアドボカシー: 当事者として自らの権利を主張し、 自らを守る活動を展開。
- ② 市民アドボカシー: 市民の立場から、市民の権利を守る 活動を展開。勉強会等を通した政策 提言等。
- ③ リーガルアドボカシー: 弁護士等、法的手段によって権利を 守る活動を展開。

(福富、2019)

ソーシャルワークにおけるアドボカシー・権利擁護

ミクロレベルであれ、マクロレベルであれ、 予防的対応であれ、事後的対応であれ、 直接的な支援であれ、間接的な支援であれ、

社会福祉士の実践の中核は権利擁護にある。

意思決定支援をめぐる動向

2つの意思決定ガイドライン

- ①「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」(厚労省、2017)
- ②「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定 支援ガイドライン」(厚労省、2018)
- *医療領域では「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」(厚労省、改訂2018)がある。

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン の趣旨 ①

国内法の基盤となる「障害者の権利に関する条約」を具体化する (真のノーマライゼーションの実現、権利擁護の具体化)ことが求められる中で、障害者の「自己決定の尊重」に基づいた支援の重要性 を指摘。

- ⇒意思決定支援の枠組み・方法・標準的なプロセスの必要性。
- ⇒ガイドラインで「意思決定支援」の枠組みを提示

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン の趣旨 ②

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

第1条の2(基本理念)

障害福祉サービス事業者への利用者の意思決定 支援への配慮要請。 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン の趣旨 ③

意思決定支援の定義

「意思決定とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、 日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送る ことができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援 し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても 本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として 本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の 行為及び仕組みをいう。」

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン の趣旨 ④

意思決定を構成する要素

- ① 本人の判断能力
 - ⇒慎重なアセスメントの必要性
- ② 意思決定支援が必要な場面
- ⇒日常生活における場面
 - 例) 食事・衣服の選択、外出、余暇活動等
- ⇒社会生活における場面
 - 例)どこで誰と生活するかについての選択等
- ③ 人的・物理的環境による影響
 - ⇒本人との関係性、日常の環境や経験の有無等

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン の趣旨 ⑤

意思決定支援の基本原則

- ① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
- ② 職員等の価値観において不合理と思われても、他者の 権利を侵害しなければ、その選択を尊重する姿勢が求め られる。
- ③ 本人の自己決定や意思確認が困難な場合は、関係者が集まり、本人の日常生活場面等における表情・感情・行動に関する記録等の情報、生活史、人間関係等を把握し、根拠を明確にして、本人の意思及び選好を推定する。

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン の趣旨 ⑥

最善の利益の判断

- ① メリットとデメリットの検討(本人の立場から)
- ② 相反する選択肢の両立
- ③ 自由の制限の最小化

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン の趣旨 ⑦

意思決定支援の枠組み

- ① 意思決定支援責任者の役割⇒ 意思決定支援会議の企画・運営等
- ② 意思決定支援会議の開催 ⇒関係者による「サービス担当者会議」「個別支援会 議」との一体的実施等
- ③ 意思決定が反映された個別支援計画等の作成
- ④ モニタリング、評価及び見直し

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン の趣旨 ⑧

意思決定支援の流れ(別紙①)

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの趣旨 ①

「成年後見制度の利用促進に関する法律」を受けて設置された、成年後 見制度利用促進委員会において、

「障害者や認知症の人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定 の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」との指摘が あった。

⇒認知症ガイドラインでは、認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定 支援の基本的考え方(理念)や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理し、認知症の人 が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指す

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン の趣旨 ②

意思決定支援の定義

「認知症の人であっても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために行う、意思決定支援者による本人支援をいう。(中略)認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む」

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン の趣旨 ③

この定義には注がある

「(前略)認知症の人の意思決定支援をすることの重要性にかんがみ、その際の基本的考え方等を示すもので、本人の意志決定能力が欠けている場合の、いわゆる『代理代行決定』のルールを示すものではない。(後略)」

⇒障害者の意思決定支援ガイドラインとの違いが示される。

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの趣旨 ④

認知症意思決定支援ガイドラインにおける 支援の概念図 (別紙②)

認知症意思決定支援ガイドラインにおける 日常生活・社会生活等における意思決定支援 プロセス (別紙③)

上山(2019)による見解 (最大公約数的な意思決定支援の要素)

- ① 「本人の能力存在推定原則」を前提として、本人に潜在する 意思決定能力が発揮できるための環境整備が重視されること。
- ② 本人の主観的な考え方・価値観・趣味・思考等(自分らしさ) が支援を得た意思決定に反映されていること。
- ③ 常に複数の支援者が意思決定支援のプロセスに参加すること。
- ④ 本人と支援者の関係性に対する配慮が必要なこと。
- ⑤ 最後の手段としての代行決定の余地を認める。
- ⇒ しかし、あくまでも本人中心であること。

意思決定支援において重要な視点

- ① 本人には意思があり、意思決定(自己決定)の権利は本人にあるという前提に立つ。
- ② 意思決定支援は、その人の状況をふまえ、環境を整える支援である。
- ③ 本人参加の下、関係者、関係機関と連携する、チームで支援する。
- ④ 支援者の意思決定支援に関する知識や技術を向上させる。
- ⑤ 意志決定支援はプロセスであることを理解する。
- ⑥ 意思決定支援の根拠となる記録を作成する。
- ⑦ 支援者は本人と家族等に対する説明責任を有していることを自覚する。

実践をふまえたアドボカシーと 意思決定支援の可能性

グループディスカッションでは・・・

実践において…

- どのようなアドボカシーを行っているか。
- ・意思決定支援場面においてどのような葛藤があるか。
- ・社会福祉士として、どのようにアドボカシー、意思決定支援 を行っていくか。
- ·ICTを活用したアドボカシー・意思決定支援の可能性は・・・。

学びのふりかえりとまとめ

~社会福祉士としてアドボカシーと意思決定支援をとらえる視点~

- ① 権利の主体は誰か。支援者の役割とは何か。
- ②「自己決定」は能力でとらえるのではなく、「権利」としてとらえる。
- ③ 意思決定支援は単純な「代行決定」(本人にかわって決める)ではない。
- ④ 意思決定支援において、支援者(専門職)は迷い、悩む場面があって当然である。
- ⑤ 専門職だけでは、なし得ない支援だととらえる。
- ⑥ 意思決定支援とは、誰にとっての「最善の利益」なのかを問い続ける。
- ⑦ 意志決定支援が行える環境の整備と方法の多様性を模索する。 ⇒たとえば…ICTを活用したアドボカシーと意思決定支援の可能性。
- ⑧ アドボカシーに取り組むことにより社会の意識変容に取り組む。

文 献

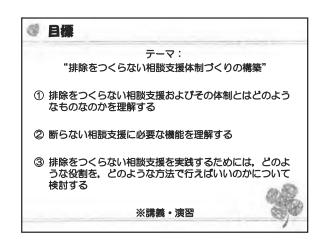
- ・社会福祉士養成講座編集委員会編『相談援助の理論と方法Ⅱ第3版』、中央法規出版、2019年。
- ・社会福祉士養成講座編集委員会編『相談援助の基盤と専門職第3版』、中央法規出版、2015年。
- 日本福祉大学権利擁護研究センター監修・平野他編『権利擁護がわかる意思決定支援―法と福祉の協働』、ミネルヴァ書房、2018年。
- ・ 名川他編『事例で学ぶ福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック』、中央法規出版、2019年。
- 上山泰「意思決定支援と成年後見制度」日本社会福祉士会編『意思決定支援実践ハンドブック』、民事法研究会、2019年。

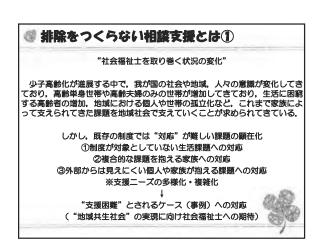












● 排除をつくらない相談支援とは2

社会福祉の制度的成熟は、そこからこぼれ落ちる人々の姿を浮き彫り にするという逆説を孕む、"支援"は制度化を必要とするが、全ての "支援"を制度化することはできない。

「制度からこぼれ落ちる人々」 ヴァルネラビリティ (傷つきやすい人々) インボランタリークライエント (拒否的・消極的なクライエント)

「凩難事例」

※社会福祉士に期待される「困難事例」への支援

Cf.多職種連携のなかで問われる ソーシャルワークの固有性、専門性 "排除をつくらない相談支援" (ソーシャルワークのグローバル定義)



◎ 排除をつくらない相談支援とは3

「困難事例」

「専門職にとって支援困難な事例」 (「厄介な利用者」を含意)

「Aさんは、困難事例、これ以上の支援は難しいと思います」

「困難事例」という言葉は、

支援が上手くいかないことや断念を正当化するレトリック Cf. Margolin (1997=2003)

※私たちは、「困難事例」という言葉を用いることで、通常の支援に 馴染まない利用者を支援の射程から遠ざけてきたのではないだろうか

◎ 排除をつくらない相談支援とは④

多様化・複雑化する福祉ニーズ (貧困,児童,高齢,障害,地域,医療,教育,司法)

例えば、教育分野 虐待、貧困、いじめ、不登校、発達障害、LGBT、ゲーム依存 (見えにくい、繋がりにくい、届きにくい、連携しにくい)

見えない課題を見る。 繋がらないクライエントと繋がる, 届きにくい支援を届ける, 連携しにくい他職種と連携する

※"排除しない"相談支援の方法と体制 (分野横断的, 断らない)



🤎 排除をつくらない相談支援の実践(演習)

"排除をつくらない相談支援"を実践するために、社会福祉士が果たさなければならない役割およびソーシャルワークの方法について、各グループで検討してください(演習)

プレイクアウトセッション(20分) グループ発表、全体シェア(10分)

検討する際のキーワード候補:

- 社会福祉士の役割(医療職・心理職など他職種との比較から)

- ・社会福祉士の役割(医療職・心理職など他職種との比較から) ・アウトリーチ(訪問支援、生活場面面接、ICTの活用) ・スクリーニング(クライエントの発見) ・リファー(繋げる、他機関連携、守秘義務) ・チームアプローチ(多職種での連携・協働、本人・住民を含めた連携) ・スーパーピション(対人援助者監督指導、教育・管理・支持・ ・伴走型支援(繋がり続ける支援、対義語は限題解決型支援) ・ICT(緩やかな繋がり、時空間の制約克服、非身体性、匿名性) ・その他(○○アプローチ、面接技術、ケアマネジメント、など)

☞ まとめ

テーマ:

"排除をつくらない相談支援体制づくりの構築"

- ① 排除をつくらない相談支援とは
 - →地域共生社会の実現, 分野横断的。 断らない支援, 困難事例への支援
- ② 断らない相談支援の機能
 - 見えない課題を見る。繋がらないクライエントと繋がる, 届きにくい支援を届ける,連携しにくい多職種と連携する
- ③ 排除をつくらない相談支援の実践 →各グループ、全体シェア(アウトリーチ、連携など)